

令和2年5月31日

保護者の皆様へ

杉並区立杉並和泉学園
学園長 田中 稔

「杉並和泉学園感染予防ルール《1学期版》」(新型コロナウイルス感染症対策)について

臨時休業期間を終え、学園が再開するにあたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、児童・生徒との健やかな学びを保障することとの両立を図っていくために、下記の「杉並和泉学園感染予防ルール《1学期版》」に基づき、1学期末までの教育活動等を進めてまいります。保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いたします。なお、感染の状況等により内容等が変更される場合がありますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

記

1 杉並和泉学園再開における感染症対策の基本的な考え

- (1) 正しい手洗い、消毒の徹底
- (2) 3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)の回避に向けた可能な限りの工夫及び努力
- (3) マスク着用と咳エチケットの徹底
- (4) 感染者、体調不良者の早期発見・早期対応
- (5) 共有物の消毒と使用制限の徹底(最低1日1回の消毒、当面の間の使用禁止等)
- (6) 児童・生徒の新型コロナウイルス感染防止に向けた意識・対応力等の向上
- (7) 新型コロナウイルス感染症予防を徹底した上で学力・体力向上など、児童・生徒の学びを保障

2 児童・生徒・教職員の感染防止に向けた基本的なルール

《児童・生徒のルール》

- (1) 登校時からマスクを着用します。マスクの予備をカバンに入れておくようにします。
- (2) 登校時、給食の前後、掃除、トイレのあと、外から教室に入る前、共有の物を触った時、咳やくしゃみ・鼻をかんだ時には、石けんを用いた手洗いをします。
- (3) むやみに、顔を手で触らないようにします。給食前には、手指の消毒を実施します。
- (4) 接触感染を防ぐため、ハンカチの共有や物の貸し借りをしません。握手やスキンシップなども避けます。
- (5) 冷水機を、使用禁止とします。熱中症防止の為、水筒(中身は多めに)を持参してください。
- (6) マスクやティッシュのゴミは、ティッシュ等でくるんでから捨てるようにします。アレルギーで鼻水が出ると分かっている人は、事前に家庭からビニール袋を持参してください。
- (7) 体調不良や風邪等の症状が出た際(ある際)は、すぐに担任や周りの大人に伝えます。

《教職員の基本的なルール》

- (1) 教職員は勤務時間内、全ての時間においてマスクの着用を徹底します。(給食等で食事をする以外) また、児童・生徒の学習・生活する教室や活動場所に行く際、職員室に戻る際には、必ず手洗いや消毒を行います。
- (2) 教職員は、授業等で児童・生徒とかかわる機会がある場合においては、「フェイスシールド」を当
面、着用します。
- (3) 教職員は授業をする教室等の消毒(特に共有物)を心掛けて行います。
- (4) 教職員は、児童・生徒の不安等を受け止めたり、衛生管理をしたりすることに全力を尽くします。

《学園内の共有物の取り扱いについて(1学期の間)》

取扱い	対象物
使用前使用後の手洗いの徹底	※学級文庫、※ラーニングセンター(学校図書館)の本 等
使用制限 使用前使用後の手洗いの徹底	※タブレット PC 等
使用前後の手洗いの徹底 適宜消毒(最低1日1回)	掃除用具、机拭き用雑巾、鉛筆削り等の学級にある道具 特別教室の学習道具(理科の実験器具等) 等
適宜消毒(最低1日1回)	日常的に手を触れる場所(机、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ 等)
当面の間の使用禁止	校庭の遊具、冷水機、小学部理科室 等

※次亜塩素酸ナトリウム水溶液による消毒が不可な物

3 登校時のルール

- (1) 登校したらすぐに手洗いをし、ウイルスを教室に持ち込まないようにします。(可能であれば、アルコールジェルやペーパー等、ご家庭からご用意ください。)
- (2) 教室に入る前にマスクの着用、自宅での検温、健康観察の有無を確認します。
 - ① マスクの着用が無い場合は、カバン(ランドセル)に入れてある予備マスクの着用をします。
 - ② 【小学部】体温測定を忘れた児童は、登校時、各学年にて非接触体温計で体温確認した後、教室へ入ります。健康観察表は、教室で回収します。
 - ③ 【中学部】教室に入る前に各学年で健康観察表を回収します。健康観察表を回収する際に2種類の箱を準備し、「発熱なし、症状ない人」と「熱あり、咳、のどの痛み、持病以外の症状がある人」の2種類の回収箱に分けて提出します。
- (3) 咳やのどの痛み、だるさや息苦しさなどが(持病以外)である場合、家庭に連絡し、早退して自宅での休養をお願いします。家庭のお迎え待ちは、保健室または発熱待機室とします。
- (4) 登校時には、教員が昇降口等に必ず立ち、マスクの着用と密集状況が起こらないよう、指導いたします。
- (5) 健康上等の理由から児童・生徒が「フェイスシールド」等を着用することについては許可します。その事を理由にひやかし・からかい等が起こらないよう教員が指導の徹底を図ります。

4 授業中のルール

- (1) 児童・生徒同士の机間の距離、教員と児童・生徒の距離を可能な限り確保します。
- (2) 授業者はこまめに換気を行います。(学校薬剤師に相談済)
- (3) 教室の換気扇は常に起動させておき、休み時間のたびに窓を開けて換気をします。
 - ① 対面する2つの方向の窓やドアを常に開けておきます。気温が低い日は、衣類で調節できるようにします。
 - ② 気温が高くてエアコンをつける場合でも、換気扇は常に起動させておき、窓やドアを10cm～15cmは開けておきます。
- (4) 児童・生徒及び教員は、授業中も飛沫防止のためマスクを着用します。(教員は、フェイスシールド着用)
 - ① 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、グループや少人数による話合いや教え合いなどの活動は、控えます。実施する際は、できる限り距離を離して行います。
 - ② 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習は年間指導計画の順序を変更します。(調理実習、体育科や音楽科等での身体の接触を伴う学習 等)
 - ③ 体育の授業では、熱中症の対策や安全面を考慮し、原則、運動時はマスクの着用をしません(マスクを保管するための、清潔なビニールやポーチ等をご用意ください)。整列等の場面では、児童・生徒の間隔を十分にとるようにします。運動しない授業場面では、マスクを着用します。体育における身体接触を伴う活動(複数による準備運動やスポーツ、武道など)は行わず、児童・生徒の体力や健康状況を考慮し、授業を行います。
 - ④ 理科、生活科、図画工作及び技術家庭科等においては、実験や活動を行う際、1グループの人数を少なくするなど3密を避けて実施します。
 - ⑤ 音楽科において、狭い空間や密閉状態での歌唱指導、リコーダー、鍵盤ハーモニカ等の管楽器等の指導や身体の接触を伴う活動は実施しません。
 - ⑥ 家庭科や5組なかよし学級の生活単元、5組の作業学習等において、調理などの実習は実施しません。
 - ⑦ 小学部のクラブ活動については、1学期中については取り止めます。
 - ⑧ 休み時間については、教員が教室、オープンスペースで待機し、3密の状況が発生しないよう注意喚起いたします。(トイレや手洗い場は、待機線を設け、距離を確保するよう指導します。)

5 給食時のルール

- (1) 給食時間の衛生管理上のルールを徹底します。
 - ① 給食当番だけでなく、全児童・生徒及び教職員が給食前後の手洗いを徹底します。また、手洗い後は顔などを触らないようにします。手洗いは、杉並区から各クラスに配付される「手指消毒薬」を使用して手指を消毒します。(アレルギーなどの理由により、使用できないと申し出があった場合を除きます)また、手洗い場等に児童・生徒が密集しないよう、順番等を事前に決めたり、教員が手洗い場で密集を避ける指導をしたりします。

- ② 給食の配食を行う児童・生徒及び教職員は健康状態を確認し、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状がある場合は直ぐに給食当番を代えるなどの対応を図ります。
 - ③ 給食の配食を行う児童・生徒及び教職員は、白衣・エプロン・帽子・マスク等を必ず着用し、手洗いが確実に行われていることを確認します。また、配膳は、素手で配膳しないよう、給食室から配付する「使い捨て手袋」を使用します。さらに、同じ白衣等を複数の児童・生徒で使用しないことを徹底します。
 - ④ 飛沫感染予防のために、グループで食べるのではなく、机を前向きにして食べるようにします。（喫食する際に外したマスクを保管するための、清潔なビニールやポーチ等をご用意ください。）
- (2) 配膳、下膳時における衛生管理上のルールを徹底します。
- ① 配膳台は次亜塩素酸ナトリウム水溶液を浸した布巾で拭き、その後児童・生徒の机上を拭きます。
 - ② 配膳の際は、できる限り児童・生徒の間隔を空け、会話を控えて並びます。喫食以外は、マスクの着用をします。
 - ③ 配膳に関わる人数は可能な限り少人数とします。（4人以内となる献立とします。）また、配食に使用する器具（トング等）を複数人で使用しません。
 - ④ 牛乳、ストロー、トレイ、食具のように、直接口に触れるものは、教職員が配布し、各自で取ることはしません。
 - ⑤ 給食を受け取るために並び際は、児童・生徒が間隔を空けて並び、距離を確保します。
 - ⑥ 盛り付けた後は、食べ始める前であっても食缶には戻しません。
 - ⑦ おかわりの配食は、手洗いをした教職員が行います。児童・生徒がおかわりを受け取りに行く際もマスクを着用します。
 - ⑧ 喫食後もマスクを着用し、食器を片付ける際にも密集しないよう教職員が指示をします。給食後も必ず手洗いをします。
- (3) 献立作成のルールを徹底します。
- ① 可能な限り献立の品数を少なくする（食缶や食器数を減らす）ことで配膳の過程を簡略化し、関わる人数や時間を減らします。（例①主食、主菜、副菜、汁物、牛乳の組み合わせのところ、副菜の和え物などを付けず、副菜の栄養を補えるような具沢山の汁物にする。例②副菜や汁物を付けない分、混ぜご飯やかけごはんにする。）
 - ② 教室で作業が生じる献立は避けるか、給食室で行います。（例①ソース類はあらかじめ給食室内でかけておく。例②サラダや和え物に、別配となる動物性たんぱく質は使用しない献立にする。）
- (4) その他
- ① 新型コロナウイルスの関係から、ご家庭でお弁当のご持参を希望される方は、担任までご相談ください。

6 休み時間(中休み・昼休み)のルール

- (1) 校庭の使用は、学年を分散する等、人数を限定して使用します。
- (2) 1学期間、遊具の使用を禁止します。
- (3) 校庭においては、児童・生徒間の距離が一定程度確保できる遊びをさせるとともに、密集した状況が見られた場合は、直ぐに注意喚起し、一定の距離を確保するようにします。
- (4) 教室等で児童・生徒同士が遊ぶ際には、一定の距離が確保できる遊びとなるよう注意喚起します。
- (5) 休み時間の終わりに、手洗いの確認をします。また、手洗い場に児童・生徒が固まらないよう手洗い場所をあらかじめ指定したり、教員が密集を避ける指導をしたりします。

7 掃除時のルールについて

- (1) 掃除後の手洗い、マスクの着用を確認します。
- (2) 床拭き、水道掃除は行わず、掃き掃除、机拭き、黒板消し等の掃除をします。
- (3) 掃除用具を適宜消毒します。(最低1日1回)

8 下校時のルールについて

- (1) マスクの着用を確認するとともに、自宅到着までの着用を指導します。
- (2) 児童・生徒の体調を確認します。体調不良の場合は保護者に至急、連絡し、状況、今後の対応等についてお知らせいたします。

9 体調不良者の対応、発熱待機室について

- (1) 発熱や風邪などの症状、持病以外の症状がある人は、原則、様子をみたり1時間休養したりせずに早退とします。
- (2) 新型コロナウイルスが終息するまでは、現在の小学部相談室を「発熱待機室」とします。
- (3) 発熱者が複数出た場合に備え、発熱待機室はパネルとビニールカーテン等で簡易的な個室ブースを設けます。個室ブースは、使用するたびに消毒し、個室ブースのビニールカーテンは使い捨てとします。
- (4) 発熱待機室では、タブレット PC 等の動画機能を活用し、小中の保健室から室内の様子や児童・生徒の様子を確認し、健康観察ができるようにします。
- (5) 発熱待機室に入室する看護者は、出入口でマスク、ビニールガウン、手袋、フェイスシールドなどを身につけることで、発熱対応時の感染リスクを減らします。

10 今後の行事等について

- (1) 異学年、小中学部が集まる集会、交流活動は実施しません。(委員会・専門委員会は除く)
- (2) 全ての定期健康診断を6月中旬に実施することが難しいため、水泳領域の学習は実施しません。
- (3) 1学期に実施予定であった遠足、社会科見学等の校外学習は中止とします。ただし、徒歩での校外学習については、一部学年で実施する予定です。
- (4) 小学部特別支援学級連合富士移動教室、7年フレンドシップスクール、中学校特別支援学級連合野辺山移動教室については中止となりました。
- (5) 小学校移動教室、中学校スキー移動教室、修学旅行については現時点では実施の予定です。
- (6) 1学期中の保護者会、授業参観は実施しません。土曜授業につきましては、公開なしで実施します。
- (7) 中学部の部活動は3密の状況を回避しながら実施します。6月15日以降、再開予定です。
- (8) 2学期以降の行事については、感染状況等を見極め、区教育委員会の助言を受けながら、各学期が始まる前に実施の有無、規模、方法等について判断します。